

平成 24 年度 法科大学院（法務研究科）既修者認定試験

公法（憲法・行政法）問題紙

B日程

平成 24 年 2 月 26 日

13 : 30～15 : 30 (120 分)

(180 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 公法の問題紙は 1 ページから 2 ページである。

科 目 名	ページ
憲 法	1
行 政 法	2

3. 解答用紙は、2 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚数	配点
憲 法	1 枚	100 点
行 政 法	1 枚	80 点
合 計	2 枚	180 点

4. 解答用紙は 2 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

憲 法

(配点 100点)

問題

衆議院小選挙区選出議員の選挙において生ずる投票価値の較差について憲法上の問題点を論じなさい。

○ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号）（抜粋）

（設置）

第1条 内閣府に、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

（改定案の作成の基準）

第3条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、1に、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第4条第1項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

行政法

(配点80点)

問題

Y県知事は、A会社の浴場業許可申請に対して、公衆浴場法2条1項に基づいて、これを許可した。これに対して既存業者Xは、当該公衆浴場の設置の場所が配置の適正を欠く(本件では条例による100メートルの距離制限が設けられているがこれに反する)として、この許可の取消しを求める訴えを提起した。この浴場業許可の取消しを求める既存業者Xの原告適格について、次の順序で検討しなさい。

- 1 取消訴訟の原告適格の意義
- 2 原告適格の判断基準に関する代表的な2つの学説
- 3 最高裁の判例理論からする既存業者Xの原告適格の有無

参考 公衆浴場法(抜粋)

第1条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2 この法律で「浴場業」とは、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第7条の2を除き、以下同じ。)の許可を受けて、業として公衆浴場を経営することをいう。

第2条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不相当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。